ニュースレポート



令和 5 年 6 月21日

報道機関 各位

医療介護課 国保年金係

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。	
行事•事業名	国民健康保険「高額療養費」の支給申請方法が変わります

タイトル 国民健康保険「高額療養費」の支給申請方法が変わります

令和5年7月以降の申請分から変更

場所•住所

問い合わせ先

日 時

趣旨・目的(PRしたいこと)

これまでの高額療養費の支給申請では、窓口で申請の対象となる領収書の確認をしていましたが、<u>令和5年7月以降の申請分から</u>、申請者の利便性等を考慮し、病院や薬局への一部負担金が全て支払済みである場合は、原則として<u>領収書</u>の提示を不要とします。

ただし、医療機関等から診療報酬等の請求が赤穂市に届いていない場合のほか、領収書の提出が必要となるケースがあります。

領収書の提示が原則不要となることに伴い、市役所窓口での申請のほか、<u>郵送での申請が可能</u>となります。郵送による申請に不備等がある場合は、市役所からご連絡や返送をすることがあります。

| 部課係名:健康福祉部 医療介護課 国保年金係

担当者名:奥吉(おくよし)、山本

電 話:0791-43-6813 内線(※直通)

F A X:0791-43-6892

○添付資料(有・無) ○ホームページへの掲載(有・無) ○議会報告(有・無)